

管路活水器等維持管理念書

(宛先)

秦野市長

管路活水器等を設置するにあたり、次の誓約事項を遵守します。

1 管路活水器等の維持管理について

安全な水を確保するために、定期的に点検を行います。また、修理等が必要になった場合は速やかに対応し、申込者（所有者）の責任をもって行います。

2 水質の責任分界点について

水質の責任分界点は、管路活水器に入る上流側の水栓までとし、管路活水器等を含む下流側（建物側）の水質及び設置に伴う一切の責任を申込者（所有者）が負います。

3 利害関係者からの異議申し立てについて

管路活水器等を設置後、設置に関して入居者（使用者）等からの一切の苦情及び問題の対応は申込者(所有者)の責任で行います。

4 第三者への譲渡について

第三者に譲渡した場合は、新所有者が責任を負うものとします。

平成 年 月 日

申請者住所

氏 名

印